

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

行政職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	114	17.4	一般職員	114	423	64.7	係員級
				計	114			
2級	主任の職務	309	47.2	主任	309	158	24.2	係長級
				計	309			
3級	係長、担当係長、園長及び館長の職務	158	24.2	係長	65	62	9.5	課長級
				担当係長	82			
				園長	1			
				館長	10			
				計	158			
4級	課長、担当課長、室長、委員会等の事務局長及び国分寺市議会事務局次長の職務	62	9.5	課長	44	11	1.7	部長級
				担当課長	8			
				室長	7			
				事務局長	2			
				議会事務局次長	1			
				計	62			
5級	部長、担当部長、会計管理者及び国分寺市議会事務局長の職務	11	1.7	部長	10	22	9.1	技能主任級
				担当部長	0			
				会計管理者	0			
				議会事務局長	1			
				計	11			
合計		654	100					

行政職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	2	9.1	一般職員	2	20	90.9	係員級
				計	2			
2級	技能主任の職務	18	81.8	主任	18	2	9.1	係長級
				計	18			
3級	技能係長の職務	2	9.1	技能係長	2	22	9.1	技能主任級
				計	2			
合計		22	100					